



出雲國造神壽後釋

上

服部文庫
117
370
1



117
370
1

神壽後釋序。古之御代。尔吾世。乃遠祖
之内。日刺於京師。参上而伊刀
毛可畏。天皇尊之大前尔白祁流。此家
之神壽者。志母延喜式仁毛載

○出雲國造神壽後釋

○序一



良礼氏。伊刀佐陀迦迹傳波理
氏波有祁礼杼母乎。佐取見
人毛無久。世之物識人等母。唯
奈保九里尔看過志来奴由乎。
知可伎許呂吾孀之國仁。賀茂
真淵登云祁流翁之始而是乎。

賣傳尊美天。古文乃有之中尔
毛。婦流久貴九。賣傳多伎物曾
登。其著勢由祝詞考尔。返贊揚
都流余里。稍世人毛。此文有事
乎知而心留而讀事登波成奴。
爰仁神風廼伊勢因尔。本居宣

長云翁有彼真淵翁之教乎受
嗣而今美佐加利迹古學乎於
世間弘牟奈流此翁亦此神壽
乃後釋云書一卷乎作有乎予
之弟奈苗俊信之其翁尔書通
志氏教乎受苗手依尔属而令

見而有乎此處尔母寫留而倭
文手卷久里復志瀆味布仁解
難古之詞等乎毛道隈奈久淺
茅原委曲尔說顯世留狀甚母
賣傳多致自今後伊豫與此神
壽世中尔廣万里天吾家之古

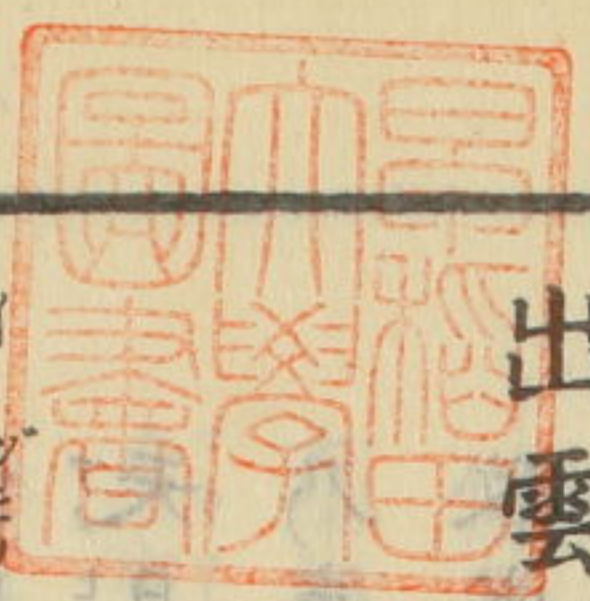
乃神事乎。人皆知乍。許禮迺出
雲之。大神之。於世多布斗伎由緣乎
母。彌益。可仰基尔社登。歡保
比思余志乎。伊尤。可書都
理氏奈毛。

寬政五年九月

出雲國造出雲宿禰俊秀

政

出雲國造神壽後釋上
 伊勢國人本居宣長釋
 出雲國造神壽後釋上
 伊勢國人本居宣長釋



出雲國造神壽後釋上

伊勢國人本居宣長釋

出雲國造神賀詞

出雲國造者 穗天
命之後也

考の頭書小云、こゝに小國造乃祖を注したるは、式の例
 小よづぬまば、後の人此をわさるる。
 ○後釋考とハ、吾師賀茂縣主真淵、大人の祝詞考を云、
 次々みか然で、今其書、頭書まぐも、さび、悉くあぐ、
 神賀詞ハ、本小加牟本岐乃許登婆也、訓人、もみか然、
 唱ふ免まげ、出雲風土記小國造神吉詞と、神吉事

也。書多れば加牟余蕃登と訓をなす。此文乃中
神賀吉詞やあふ。形平本岐乃余蕃登と訓をなす
おとは、万葉廿子、餘其騰と見え、書紀持統天皇御卷小
天神壽詞やも見え、以詞をも、續紀小神賀事、神賀辭、神
齋賀事、神吉事、續後紀小々、神壽をど書きく。出雲
國造、古事記小、天菩比命之子、建比良鳥命、以出雲國
造等之祖也。書紀小、天穗日命是出雲臣、土師連等祖也
也。見ゆ、建比良鳥命は、諸書小、武夷鳥とも、天夷鳥也も
天日照とも、皆同神あり、おふ以神の夏も、以國造
乃事と、古事記傳七の卷小、委くいなり、貞觀儀式小、太
政官曹司、應任出雲國造儀、當日、早旦、掃部寮設座、辨大
應式部東式部録、率史生省掌等、進置版三枚於中庭、夫西
應西廂

常版、南去五尺、置宣命版、南去四許丈、更東折一許
丈、置國司版、自以西去一丈、當宣命版、南置國造版、訖參
儀已上、就座、大臣喚召使、召使、稱唯、就尋常版、大臣宣喚
式部省、召使、稱唯、出而喚之、輔稱唯、丞代進、就版、大臣宣
參來、丞稱唯、而上、至大臣座前、大臣賜國造名簿、丞受退
出、訖、輔丞各一人、録三人、入、就座、訖、國守入、就版、次、省掌
引、任人參入、任人就版省參儀已上、辨大夫降立、及式部
起座、立定、辨大夫一人、就版、宣制曰、天皇我詔、吉良麻宣
某位某、出雲國造、尔任賜冠位上、賜御手物賜、此宣國
司任人共、稱唯、再拜、兩段、拍手、四段、參議已上、及辨大夫
以下、還就本座、掃部寮進敷、篋中庭、式部、史生置位記、篋
録一人、進就篋、賜位記、録一人、留位記、史生進、撤位記、篋
次、掃部寮撤、篋次、録一人、進、祿所、唱賜、每賜一物、拍手、大
藏

省豫積祿庭中純十匹任人持純十匹退出絲布藏部相
隨持出訖各退出と有了其次小紀伊國造を任ぶ儀
心有おふそへ右と新やしくてそは小を參議已上
在座不下と見え又御手物を賜ふあやむしうけり小
ても出雲國造の殊小あさきあきあきあきあきあき
臨時祭式小賜出雲國造負奉物金裝横刀一口絲布絢
絹十匹調布廿端鉄廿口右任國造訖辨一人史一人就
神祇官廳次伯已下祐已上以次就座史一人大藏錄一
人入自南門就座史喚官掌仰云喚出雲國司并國造官
掌率國司國造就版位國造就版位國司次立官掌史亦
喚神部一人進就大刀案下跪之于時辨宣云出雲之國
造止今定給幣姓名尔賜負奉之物止宜國造称唯再拜

兩段拍手兩段訖進大刀案下跪之神部取大刀授之拍
手賜之兩段退授後取之人即就版位次大藏錄喚國造
國造就跪祿下後取一人進先取絲給國造拍手一度賜
而授於後取後取退立本列絹布鉄亦如之國造退就版
位更取大刀出後取前立國造後立其國造者次錄次本
官次史次辨退出也見え次小國造奏神壽詞至六十八
枚赤水精八枚白水精十枚金銀裝横刀一口長二尺六鏡
一面徑七寸倭文二端長各一丈四尺廣一寸五分白
足白鶴二翼御贄五十拜右國造賜負奉物還
國潔齋一年齋内不決重罪者訖即國司率國造諸祝部
并子弟等入朝即於京外便處修飭献物神祇官長自監
視豫卜吉日申官奏聞宣示所司又後齋一年更入朝奏

神壽詞如初儀儀式見凡國造奏神壽詞日平旦神祇官試
國造奏事給座料調薦五枚奏神賀齋一日在前申官國
造已下祝神部郡司子弟五色人等給祿但其人數臨時
所申無有定額祿法國造絹卅疋調布六十端綿五十屯
祝神部不論有位無位各調布一端郡司各二端子弟各
一端也見え多て此初小賜出雲國造負幸物云々也あ
るは神祇官廳あるの儀も是るに負觀儀式も太
政官曹司廳も國造り任じり次乃事あり任國造
訖と有るを知りし次乃國造奏神壽詞也ありと又標
題あり玉六十八枚云々は献物の色目ありさて右國
造とり下り下其事乃次第あり抑此次第の記しざ
り國造二度乃入朝小先の度より献物を饗ふ事の

見えて壽詞を奏し事見え凡後の度より献物の事見
えざり互小畧きれ文あり先度も後度も事を同く
て献物も壽詞を奏し二度共なりある如初儀とあ
るあり先度も壽詞を奏し事あり然れども又此壽
詞二度共献物此品々を以て賀申せし詞同多を以
て二度共献物も同じ事然れどもかくて此事の
紀々も見え多る續紀七小靈龜二年二月丁巳出
雲國國造外正七位上出雲臣果安齋竟奏神賀事神祇
大副中臣朝臣人足以其詞奏聞是日百官齋焉自果安
至祝部一百二十餘人進位賜祿各有差九小神龜元年
正月戊子出雲國造外從七位下出雲臣廣嶋奏神賀辭
己丑廣嶋及祝神部等授位賜祿各有差同三年二月辛

亥出雲國造從六位上出雲臣廣嶋齋事畢獻神社鏡
并白馬鴿等廣嶋并祝三人並進位二階賜廣嶋絕一十
疋綿五十屯布六十端自餘祝部百九十四人祿各有
差十六小天平十八年三月外從七位下出雲臣弟山授
外從六位下為出雲國造十八小天平勝室二年二月癸
亥天皇御大安殿出雲國造外正六位上出雲臣弟山奏
神齋賀事授弟山外從五位下自餘祝部叙位有差並賜
絕綿亦各有差并五小天平室字八年正月戊午以外從
七位下出雲臣益方為國造并八小神護景雲元年二月
甲午牽東院出雲國造外從六位下出雲臣益方奏神事
仍授益方外從五位下自餘祝部等叙位賜物有差并二
小室龜四年九月以外從五位下出雲國上為國造并八

小延曆四年二月癸未出雲國國造外正八位上出雲臣
國成等奏神吉事其儀如常授國成外從五位下自外祝
等進階各有差并九小同五年二月己巳出雲國國造出
雲臣國成奏神吉事其儀如常賜國成及祝部物各有差
四十小同九年四月以從六位下出雲臣大長為出雲國
造類聚國史小延曆十四年二月甲子出雲國國造外
正六位上出雲臣大長特授外從五位下以緣遷都奏神
賀事也弘仁三年三月癸酉御大極殿出雲國造外從五
位下出雲臣旅人奏神賀辭并有獻物賜祿如常天長七
年四月乙巳皇帝御天極殿覽出雲國國造出雲臣豐持
所獻五種神室兼所出雜物遷宮授豐持從六位下續
後紀一 小天長十年四月壬午出雲國司率國造出雲豐

持等奏神壽并獻白馬一疋生鵠一翼高机四前倉代物
五十荷天皇御太極殿受其神壽授國造豐持外從五位
下向くの如く加此臨時祭式小任國造訖云々等河
を以てみまは此夏は國造乃初終と任じてやぐらわ
ふ事と聞えまふ右の紀ども我見まは又然定まり
たふあとも聞えぬ又國造五世小一度ウと思へは
ゆもわらふまふ小や廣嵩豊持あども二度仕奉まり國
成が延暦四年五年と供奉し下度の先度後度を記
さしつゝと見ゆき此事右に天長十年乃後を見え
ぎの紀も漏れぬも延喜の式も委く載り
たも諸名を其よりまでも絶む仕奉りまはをいひ
此後より絶ふまはつゝ終るは

○考云神代紀一書尔高皇產靈尊勅大己貴神曰云々
當主汝祭祀者天穗日命是也也見ゆ穗日命は須佐之
男命の御子大名持命を須佐之男命乃六代此孫あま
ぢも大名持命は須佐之男大神の詔を受得て天下を
平け諸乃國を作成し之大國主小あますも天つ神
王といふも遂ふを媚あまひも言治免成終るは然
るは穗日命の天降て三年あまらまづ小漸ふ媚和し
宜き時を以て天小復命申てつひ小天夷鳥命布都奴
志命を天降し建き樓城を和し治むると二を以て大
名持命の日隅宮をば天津神乃御巢如て崇ふ齋祭む
せり小契して避むをよりまはし終るもをいひ此
穗日命の思兼小より故終の祭をば此命れあまむ

物とは詔へ奉り置けり。此事古事記日本紀の一より
見れ趣乃如くあるのみ。此命罪有るを、さ
ありて大名持神乃祭を、此命のしりしを詔ひ、又此
命天へ還すべし。此神王乃詔もあり。また、未
下つ國は、此命乃まればし、有るを、又天夷鳥命
の父の命に順とあり、かゝる媚む、治む、なむ、ぬ
よりて乃らむとあり、此神賀詞乃古事傳を
そきて古事記を紀とあり、是れ、古事傳を
さあり、又此神賀詞の凡乃意あり、神代此事を
かゝるし。○同頭書云、日隅宮は比曾万里乃宮あり、曾万の約佐
あり、須也轉し、万里乃約美あり、かゝる、日隅

は借字なり、さて此ひを、宮り、軒不御食於
この事、櫛入玉命乃調奉る、夏あり、古事記亦見ゆ。
○後釋、日隅宮ハ比須乃宮と訓也、うらを風土記ハ
ハ日栖宮と書テ、栖ハ古書ヲ必、須トシ、ハ字アリ、バ、
聖隅を須とのみ、ハ、古事記傳七の巻、根之
堅洲國乃下り、い、か、如、さて日隅ハ借字あり、
と、と、より、か、て、比須乃須は、古事記亦、天之御
巢とあり、御巢乃事は、傳十四の巻、
○考云、此詞ハ天穗日命を國造カ、天ツ神祖也申、
ら、此命は始、天降、カ、へ、を、申、後、其御
子熊野命を降し給ひ、終、大名持命乃祭を、其熊
野命の傳へ申、カ、國造亦至て、專ら此熊野命

崇み齋ひ杵築大神より前小峯ありは先熊野
を祭りて後杵築城祭る故形なり伊勢外宮賀茂乃紀
を先祭る類ありむら

○後釋考ふ熊野命やいふは天夷鳥命乃事と
聞ゆそは書紀小大背飯三熊大人武三熊之大人
と見え神名帳又遷却崇神祝詞ありと見え健三熊命と
るてあり熊野命やいふ名は古書不見えあり
あり然るに此三熊といふ名にありて意宇郡乃
熊野神社と此神としおして此神乃名とも熊野命と
いふは此考のオ一乃いふあり天夷鳥命
小熊野命といふ名をありとなく又熊野神社と此
神小ありざるこて下に委と辨はがあらし

○考云國造や久尔都久里といふことにて久里乃
約幾あり古尔轉しといふなり又造と乃古書でみ
やつらやりハ官造に功あり人をいなり此分ちを
ありて國造をといふのみやつと訓をいふなり
官造の功古多く有るなり後みも宮殿門樓を造
るに國司乃功あり美福門を出生氏達智門を多治氏
の建し故の名ありが如しさて其國を始りて開き
治るるに久尔都古といふに縣を作里治免あり
縣生といふに天下を造治免ありを天國主やといふに大
小河をて皆同意あり神武天皇功臣於縣主やと給
ひし物ありて是物乃始りてあり其國の新
墾して主やあり傳るしを神武天皇始りて天乃下を治

先給ひし時を先づつろみ小方うせて。本のみく小治
め給ひあり。さて出雲國造を其後崇神天皇乃御時
穗日命十一世孫宇迦都久慈定賜國造。又姓氏録小見
ゆ此國造をこれ始あり。さて天皇乃御稜威りや
盛ありて成務天皇乃御代。天下諸國をべて御食
國とありしは。國造の勢おやろなて。其國の内乃
所を給はり傳へて。國乃神事のみ預ふあり。ありぬ
かくて仁徳天皇の御代。小縣を郡として。郡司お
ま。小國造を即郡司やせし。うば神夏小預ふ
と。乃のまを文武天皇慶雲三年。是より神事と兼
行はせし。まがくて後神事。ふ言ふ。公事を關
ろと有し。うば。桓武天皇延暦十七年より。又國造を神

事のみ。小と郡司をバ別におら。しあり。
○同頭書云。成務天皇紀。小國郡立。造長縣邑置。稻置と
あり。古事記を。此所。小郡といは。縣やあり。郡を仁徳
天皇乃御時。小始。ま。あり。類聚國史。見え。る。それ
ぞ。ま。や。あり。ま。
○又云。郡領國造乃事。大寶二年。慶雲三年の紀。又奈良
朝。此紀。又類聚三代格。あり。出。る。を。畧。さ。て。あり。小
を。い。る。ま。
○後釋考。小國造をく。小つ。う。て。訓。て。國。造。を。乃。よ。
小解。ま。は。違へ。ま。又。う。造。や。つ。を。宮。造。を。此。功
ふ。より。ま。とい。る。ま。ひ。が。う。や。あり。國造を久尔

乃美夜都古と訓之國々にある御臣乃よしぬ皇たぐ
造を伴造ともいひし諸乃部の御臣あるありし其の
委く古事記傳七の卷の末ありしに又考ふ穗日
命十一世孫云々を姓氏録小見ゆとあると違ふを
ハ舊事記乃國造本紀小見えしに更みて姓氏録を
見え氏又宇迦都久慈乃慈字を怒の誤りて旧事記
延佳本小を怒とあり此人は書紀崇神卷小鷺濡渟と
見え姓氏録小を天穗日命十二世孫宇賀都久野命を
あふ人あり又成務天皇乃御世より國造の勢あり
るを古事記神事のみ預ふとありあまを古
事記書紀乃これ御卷を見誤らるる不物あり國造の
ゆゑ神更ふ乃預ふものとありハちうふ後乃

事小ありあり又仁徳天皇乃御代小云々もいひし
違ふにあらは類聚國史小昔難波朝廷始置諸郡云々を
有て孝徳天皇乃御代の更なるを仁徳天皇の都難
波ありを以てゆらるる心得ありし物な
り縣を郡とて郡司を置き事なりを孝徳紀小
あり見えあり仁徳乃御世よりはりしを
司中せしむるに神更預ふとありしを
ふを違ふに古を凡之國造乃家は其氏の首あり
人を國造といひしをとりし其氏乃尸を即
國造也といひしは同氏族乃人をみな同じく某國造
とぬの里しを其中少くえりて郡司も任ざりし
ありあり其郡司ありし人のみりし神更預ら

ゆり先。同氏乃内郡司ありぬ人々みか神夏増主也ふ
あり。孝徳紀ふ其郡司並取國造性識清廉堪時務者為
大領少領とありを以て其一氏乃人をば皆國造とい
ひしに也増知登し。一國造也ゆふを一人あり
むふも大領と少領と小任也さ人ありありむむをや
凡て古書ふ國造といへれ小首も一人をゆりてい
ふと其一氏の人をさべてゆふと二つありあくと増わ
るふもあふ必まきあふあと有るもさて慶雲三年云
々延暦十七年云々乃あくと類聚三代格小昔者國造
郡領職負有別各守其任云々也あふとハかの孝徳天
皇の御世より此御定先のあくと國造乃氏族のち
えららきて郡司小ありれ者も神事小を預らば神事

を郡司にありゆり者の職も來りしを此慶雲三年
里を郡司小ありれ者も神事を兼職もあり然
又延暦十七年の格小自今以後宜改舊例國造郡領
分職任之と有て慶雲の旧例を改て孝徳の御世の
御定先小復りあり
○考云此神賀詞を奉事事之紀ふ元正天皇靈龜二
年二月云々と有て是より後絶て見えし然るも
日本紀小見えゆりあてて日本紀をるものあり
凡上つ代より有來きりし神夏ども漏るあくと甚
多しゆも此事上つ代より有しうとい右の靈龜二
年の紀をおしても知られ又此詞乃式小載る祝詞
やもの中ふらひかく古き文ありを思ふ小舒明天

皇の飛鳥岡本宮のありの文ふやありむ。清御原宮ま
でいふと。○同頭書云。類聚國史小。弘仁三年三月御大極殿。出雲
國造外從五位下出雲臣旅人奏神賀辭とあり。此外小
と此詞を國造みづり讀申はと聞えむ。靈龜二
年乃度ふ也。故有之。神祇大副乃奏聞せしありむ。
○後釋。此國造乃。此詞を奏申の事。紀小見を。不始
免之。靈龜二年のあり。然まども。そハ上つ代りりの例
ありきむ。あ。考小い。そハ。如し。考に。か
の文を引き。そハ前記引出つ。靈龜二年ハ。故有之。神祇大副の奏
せしありむとあり。此時も國造みづり。讀

申せしを論ふ。神祇大副乃奏聞せしとハ。此詞を書
き。文を別に奏覽せしむ。其詞。奏聞せし
不。以。字聞字。然。其由を。知べし。國造を故有
て。代りて讀。其由を。記さ。又。奏と
あり。有。其。此詞を國造あり。他氏の人乃
奏まべし。抑神祇大副乃奏聞の事。靈龜
の度小のみ見えて。他時乃小。其。見え。器
記せし。あり。い。の。別。物。書。奏
聞せし。有。考。此。文。舒。明。天。皇。乃
云々。清御原宮。下。あ。の。祝詞の中。と。

⑤考云。出雲國造を任し給ふあり。臨時祭式小。以時辨
史伯以下。神祇官廳小就。出雲國司國造版小就。ふくめて
金裝太刀絲絹調布鍬等を。國造小給ふ。是を負^{サチオガセ}奉^{マカ}物と
いふ。かゝて國小歸^{マカ}りて。又齋^{イハレ}を。あて一年畢て。二度
國司國造諸祝部子^{ヤカラ}弟等を率て入朝^{イハレ}。此度ハ京外乃便
有所小して。献物を饒^{ニギハヤヒ}めん。神祇官長みづらうらむを
監^ミふ。かゆて吉日を^{トク}官小申^{マカ}奏聞して。所司小宜^{マカ}お
す。此度ハ物を献^{マカ}す。神賀詞を申^{マカ}あり。ゆて國小かたり
て。後齋一年して。ゆくに入朝^{イハレ}。神賀詞を申^{マカ}次あり。前
のごや^し。同詞^を負^{マカ}觀^ミ乃儀式小と。此おとく見ゆ。献物を
五六十八枚云々。らゆれ物を賀乃文子^{マカ}奉^{マカ}り。ゆて
此献物を。崇神天皇御時。此神官の神宝を召て。見そを

とせし。夏有^し。日照命乃自天持降。其後丹波國乃人の
児のい^るれを。玉^美鎮石出雲人祭。真種之甘美鏡押羽
振。甘美御神底室御室主。山河之水泳御魂靜掛。甘美御
神底室御室主也。^{云々}是非^似小兒之言。若^有託言乎。於
是皇太子奏于天皇。則勅之使祭。やあり。中小ハ玉鏡な
どの事をおもむ。ら此古乃神寶^{マカ}か。らゆて。此度の
献物も有^るあり。ゆし。又此祭乃夏^{マカ}上つ代より絶^{マカ}有
き^るあり。右の純の趣小ても。神賀詞も上つ代
より口づ^{マカ}唱^{マカ}傳^{マカ}る。文乃有しを。世うつり人の
心薄^{マカ}ありて。違^{マカ}以行つむを。岡本宮のうらに。今の
如くも書^{マカ}はむ。其時古の言小。其時の言をま^{マカ}つ
らむ。お^{マカ}不^{マカ}ゆ^{マカ}ら^{マカ}あり。

○同頭書云。天長七年四月、紀小、以神賀を申時、獻五種、神寶、兼所出雜物、七あり。五種者、右乃鏡、横刀、倭文玉、小、て、二種とあり。以外を神宝とす。小、物なり。と、を馬を一種とせしむ。又云、甘美乃甘を、可の誤り。甘、少ても、圃を以、玉、菱、鎮石、玉、藻、沈、し、く、いづと、い、む、冠、辞、あり、万、葉、小、川、上、乃、い、つ、も、の、花、と、く、な、れ、を、い、つ、と、い、ふ、藻、乃、名、小、を、し、て、い、い、う、多、く、あり、以、初、句、冠、辞、あり、で、を、出、雲、人、と、い、ふ、あり、次、に、有、べ、し、べ、

○後釋考小出雲國造を任し給ふこと、臨時祭式小云云とあり、は違へし。國造を任ぜし、事、負、觀、儀、式、小、あり、見、え、し、臨時祭式小、其、式、を、見、え、次、あり、

臨時祭式を畧して記されし、式、國、造、亦、終、畢、是、次、乃、事、あり、上、引、不、如、さ、て、考、に、國、司、國、造、版、小、就、と、あ、れ、を、違、へ、し、國、造、は、版、小、就、國、司、を、次、立、と、し、お、も、し、國、小、歸、り、又、齋、以、家、ら、一、年、と、あり、又、字、小、誤、り、あり、ら、れ、り、前、小、を、齋、を、事、は、か、り、れ、を、か、り、ま、し、負、觀、儀、式、小、以、て、見、ゆ、と、あり、も、あ、り、し、真、觀、儀、式、小、を、國、造、を、任、ぜ、し、儀、を、見、く、あり、右、乃、式、は、見、え、し、頭、書、に、五、種、を、云、々、倭、文、玉、少、て、二、種、と、あり、ら、を、あ、り、玉、あり、と、い、ふ、下、に、倭、文、二、端、を、と、い、ふ、言、乃、有、十、を、写、し、脱、し、り、り、り、崇、神、天、皇、乃、御、世、の、丹、波、國、乃、小、兒、の、い、む、詞、を、訓、也、義、も、已、別、小、考、あり、事、長、を、れ、り、

○考云、大名持命始、始、始、小齋鎮、免、時の文々、古事記小あり、其文大名持命の二僕子等二神隨白僕之不違、以、葦原、中國者、隨命既獻也、唯僕住所者、如天神御子之、天津日繼所知之、登陀流天之御、巢而於、底津石根宮柱布身斯理、於、高天原、木多迦斯理而治、賜者、僕者於、百不足八十、堀手、隱而侍、亦僕子等百八十神者、即八重事代主、神為神之御、尾前而仕奉者、違神者、非也、如此之、白而於、出雲國之多藝志之小濱、造天之御舍而水戸、神之孫、櫛八玉、神為膳夫、獻天、御饗之時、禱白而櫛八玉、神化、鴉入、海底、咋出底之波、迹作天、八十毘良迦而、鑰海布之柄、作、燧白、以海、葦之柄、作、燧杵而、鑰出火云、是我所、燧火者、高天原者、神產巢日御祖命之、登陀流天之、新

巢之、凝烟、須、洲之八、拳、重、拳、重、燒、舉、地下者、於、底津石、根、燒、凝而、榜、繩之、子、尋、繩、打、延、為、釣、海人之口、太之尾、翼、鱸、受、岐、須、佐、和、々、迹、控、依、騰、而、打、竹之、登々、遠々、登々、遠々、迹、獻、天、之、真、魚、咋也、故、建、御、雷、神、返、參、上、復、奏、言、向、和、平、葦原、中國、之、狀、と、る、と、る、の、獻、天、之、真、魚、咋、と、り、ま、て、の、河、い、と、く、上、つ、代、は、出、雲、社、小、祢、申、せ、い、文、あり、妙、く、て、は、神、賀、を、此、式、に、我、身、を、中、小、ハ、古、く、み、や、ひ、く、小、巧、は、古、も、と、右、の、古、事、記、の、文、乃、い、と、も、古、く、み、や、び、う、小、妙、ち、ふ、ら、及、バ、び、か、く、古、の、文、ど、も、増、ふ、ら、く、べ、る、め、る、時、世、の、事、と、り、く、小、ち、り、
○同頭書云、水戸、神々、古事記小、伊邪那岐、命、乃、太、綿、津、見、神、の、次、小、生、給、つ、是、神、也、櫛、八、玉、の、ハ、々、入、の、字、の、誤

○出雲國造神壽後釋

少てら木玉よ万と訓ふさるへ三の八人の
○又云登々遠々登々遠々と書て思をくくくと訓を
古の重字消書例也或人あもをあうて改免くやひら
ふこも杵築大社の始免也考小古史記の氷木とあ
れ字を改免く垂木とせしむたれ中々おひらうと
也又とをくくくと登々遠々として書べくも
考小登々遠々登々遠々と書きたるをかづこと也さ
てわとをくくくと少て登々の二字はまきをも
や又構八玉に八も本のまきくうゆり

ヤソカビ
八十日 波 在 止 今日 能 生日 能 足物 能

考云生日は物の生榮ゆ日足日ハ夏の足満る日也生
魂足魂生引足幣かどの生足と同日也
○後釋日や多くあもは中か今既や部時と根
称へくかくれ也足日ハの尔字本言ハ無さ考
本小はくも補くも也
也此字や必有べきなり

出雲國造姓名

後釋姓名と書家々此詞を奏屯國造の
の姓名をすんはとあり

○出雲國造神壽後釋

恐^{カシ}美^ミ恐^{カシ}美^ミ申^{ウケ}賜^{タマフ}久^ク掛^{カケ}麻^マ久^ク畏^{カシ}峻^{ツル}

出^デ言^{コト}小^コあけて中^{ナカ}

明^{アカ}御^ミ神^{カミ}止^ト

考云、うきとあり、みと訓、をうり、言もよく、とのハ、公式令、小、明神御宇、大、八洲天皇、宣命、小、頭御神とあり、たぐひ、をあり、み、う、あり、つ、と、訓、申、外、べ、一、万葉、小、明津神、吾皇、とあり、ハ、あ、み、つ、み、と、訓、外、あ、る、ハ、バ、さ、て、今、ハ、天皇、ハ、今、明、ら、う、う、世、小、あ、る、ま、り、御神、と、察、と、畏、て、申、を、言、あり、

○同頭書云、何、み、う、と、訓、了、神代紀、小、頭露、此、云、

阿羅播貳、とあり、を、より、所、と、せ、む、も、一、わ、り、聞、え、

も、ど、か、不、万葉、小、依、て、あ、み、川、神、と、申、れ、を、言、も、調、ひ、て、
穂、ち、り、又、万葉、卷、六、小、住、吉、乃、荒、人、神、と、あり、ハ、神、功、皇、
后、紀、小、荒、禊、為、先、鮮、而、導、師、船、と、あり、是、れ、也、此、荒、之、荒、
和、の、荒、也、也、言、異、也、其、の、う、へ、う、也、ハ、荒、大、神、と、を、
大、の、字、也、後、小、大、小、誤、も、あ、り、古、あ、り、人、神、と、い、へ、る、
あ、と、此、外、小、取、り、又、此、大、神、を、人、と、中、次、へ、さ、す、と、も、
か、く、を、べ、と、あ、と、り、り、好、考、あ、と、也、

○後釋、万葉、小、明津神、吾皇、と、六、の、卷、小、見、る、と、も、あ、
る、あ、と、小、あ、つ、つ、み、と、訓、べ、き、吟、う、あ、り、證、也、
考頭書、小、万葉、の、荒、人、神、を、荒、大、神、の、誤、也、と、し、て、

人神といふ事と。此外小なりとありていふ事。書紀の景行卷。又雄略卷小も。天皇をいふ現人神とあり。物をいふ現人神とあり。神といふ現人神とあり。古事記傳。いへり。然るに荒魂のいふ事。世にいふ事。心得。いふ事。荒魂のいふ事。荒大神とありて。大なりとあり。返して古書小なりとあり。小なりとあり。須

大八嶋國所知食

考云。大八洲國の事。神代紀小なり也。

天皇命乃

考云。續日本紀の宣命小も。天皇命と有。故思ふ小。万葉集。并斯皇子尊高市皇子尊と。下小なりと。言を添て申せぬ。如く。天皇の下。添れ。紫の言。大。後釋。天皇命と。書ふ。古史記。上卷小。命字ハ添て書ぬ。古書小なり。訓。然るを考小。此。訓。其意小解。皇太子ハ御子の義小。父命母命。小

○出雲國造神壽後釋

たぐひと同く多きバある下小尊とハ添て申せ仕み
そののみりとそやきにて申せよと申せ仕み例も
ふあとかあるも大凡そとて申せ仕み例も
ありや。

大御世乎

考云以四字本小落たりある小以言ゆて之次の言
をさまし以上ある祈年祭の大御巫の詞小皇御孫
命御世乎手長御世登と有見法以賀詞ハ神古
く傳り來つてを言も落字自誤多し。
○後釋以四字考小補ハまある小かくての
かハ男言也月次祭詞小皇御孫命御世乎手長御世登

手長大御世止

云々ともありある長の止
小手字おちたるべし山の田
祈年祭詞の考云手長發言也下
壽乎手長乃御壽止云々とも
○後釋手長足の意ありあり
御壽者長久天足有

齋止若後齋時者爲

考云後齋の時小手長能大御世登齋後齋登為氏と
有べし然もバ小書小加後齋字と有むは是も本

小ハ齋字落たる。故今補以つ。

○後釋考小齋字を補ひきたる。凡そと小ハ齋と云ふこと。今本も後人の齋字より。リリと重なることと思ふて。

小書あり。そこハゆとり齋字を以る。まじきあとのわ

のをハ昇ハ神ハ清ハ止ハ云々ハもハ神ハ言ハひハてハ也ハの言

次ハ平ハ祭ハ時ハのハ本ハ神ハ也ハ也ハ下ハ神ハ祭ハ祭ハのハ文ハ也ハ也

出雲國乃青垣山内一ツモ、クニノアラカキヤニノチ尔

考云。青垣山とハ。垣の如く山の田立るをいふ。古事記景行、段小多々那豆久阿袁加伎夜麻碁母礼流夜麻

登志宇流波斯。まの三室山をいふ。以万葉小ハ。若野山

下津石根下ツシイハキ尔ニ宮柱太敷立ミヤハシラ高天原タカマハラ千チ

木高知坐キタカチ須ス

考云。熊野大神と大名持命と二神の宮也。いへる。古事記須佐之男大神の詔也。於宇迦能山。之山本於底津石根。宮柱布初斯理於高天原。魚椽多迦斯理而居。いへる。大名持命の。まの。熊野大神也。木名持神の祭也。主命也。此也。天の皇祖神の詔也。天穗日命の御子也。此大神也。先舉我らる。上小ハへふが。

○出雲國造神壽後釋

後釋云、其地、能野と杵築と二社をいへると聞
 け、然らず、考小、於、宇迦能山、之、山、本、云、々、と、以、余、子、を、引
 き、る、不、多、詞、の、例、を、い、は、り、る、も、亦、然、也、宇、迦、能、山、本
 の、宮、を、杵、築、と、別、を、言、ふ、は、其、の、宮、を、言、得、む、を
 公、か、あ、と、い、ふ、の、宮、の、更、を、古、史、記、傳、小、垂、太、い、な、り、杵
 築、と、思、ひ、ま、が、ふ、な、り、故、に、又、古、史、記、小、氷、椽、と、あ、り、
 と、垂、椽、と、改、ま、り、引、ま、り、不、と、い、は、り、と、い、ふ、さ、て、杵、築
 古、事、記、小、多、藝、志、の、小、濱、小、天、の、御、舍、造、り、と、い、は、り、宮、の
 不、遠、々、れ、を、海、邊、小、近、く、て、昔、垣、山、内、と、い、は、り、
 地、の、西、の、麓、あ、り、と、い、は、り、見、
 え、る、に、已、い、ま、す、其、あ、り、の、地、の、ゆ、め、と、い、は、り、移、る、と、い、
 へ、り、又、思、ふ、小、昔、垣、山、内、と、い、は、り、必、し、小、

其地のゆめ小か、り、り、た、た、る、と、い、は、り、父、の、妹
 大、う、い、の、と、い、は、り、ゆ、め、と、い、は、り、
伊射那伎乃日真名子
 考云、神代紀、小、大、背、飯、三、熊、大、人、を、穗、日、命、の、御、子、と、見
 ゆ、然、る、に、伊、射、那、伎、命、の、曾、孫、小、あ、り、と、い、は、り、同、紀、小、御、子
 と、御、孫、と、を、分、ち、て、申、せ、り、小、あ、り、と、い、は、り、公、ま、は、り、と、い、は、り、
 と、い、は、り、上、つ、代、り、有、り、と、い、は、り、然、る、に、出、雲、風、土、記、の、於、宇、郡
 小、伊、射、奈、根、乃、麻、奈、子、坐、熊、野、加、武、呂、命、と、い、は、り、以、此、詞
 小、天、照、大、御、神、の、御、孫、命、の、御、更、を、高、御、魂、神、魂、命、能、皇
 御、孫、命、と、い、は、り、又、万、葉、小、父、母、尔、吾、者、真、名、子、曾、と、い、
 ふ、を、愛、子、と、い、は、り、書、た、る、と、い、は、り、の、言、の、同、心、を、思、

孫曾孫を分りしを後の事と云ふ上代小ハ子也
も孫を曾孫を也。更小よりて共小真名子といひ
つらむ。此もバ真名子とい。愛之の殊多し。よましく真
之子も親を愛む詞。日ハ日子の日と同やく。崇む言心
あももあも小より上つ代ありむ。其風土記神代卷
○後釋。あもを大背飯三熊大人をいなりと思ひた
れを。上小といひけ如く。考の第十の巻が同じ心。其
右ハ子也。も孫を曾孫を也。猶末の巻もあもを子と
いひし。いひてあもをれども。真名子といふ事。子小
限も。あもはく。孫曾孫かどけいへ。其あもか。其上
か。あもかの三熊大人のあもけいなり。あもを。穗日
命の日真名子か。あもをいふ。今今れ。そ此父の。穗

日命祖父の須佐之男大神をかを。伊射那伎乃
といふ。あもいと物遠し。又きと以曾孫を也。日真名子
といひ。あもも三熊大人を伊射那岐命小。何のより
小の分て日真名子と云いむ。熊野官ハ。須佐之男
大神小坐。あも論なり。以更を古事記傳九の巻小。い
なり。あも。あも。以大神ハ。伊邪那岐命の御子なり
多。あも。中。天照大御神月讀命須佐之男命。殊。三
貴子と古事記小。あも。書紀小。珍子と云。殊。小。あ
も。あも。御子なり。故小。真名子と申せ。あも
小。かく申せ。あも。熊野ハ。須佐之男大神小坐。あも
を思ふ。定む。あも。風土記小。伊弉奈。乃麻奈。子坐。熊野
加武呂乃命と云。あも。あも。あも。須佐之男命也。あも。熊

野社の今の説も上宮三社の中伊邪那岐命伊邪那
 美命九早玉男右事解男あり下宮八天照大神須佐之
 男命といふかまも神名帳小たか熊野坐神社と
 のと有て幾座といふと取多志を官帳不入て式小
 我書る心主として祭須佐之男命下座のといふ
 をみか流て祭所神小官帳不入て神心とて
 神名帳の例いつきれ神社小も幾座といふか
 といふか座心と知れ也古事記神代卷の讀心
 加夫呂伎熊野大神櫛御氣野命
 考云加夫呂伎を神漏伎と同じ仁明天皇紀の事少
 彦名命を崇まて加夫呂岐とせし出雲風土記小

加武呂命とあり是小てそは伎を畧きて命といふ
 聖伎君の畧といふて神を上といふ言小之そ
 の上を言の神小加武も加夫といふなり古
 事記神代卷小加夫都々伊とありと神代紀小頭櫛と
 ありと同じく大刀の頭といふ又古事記應神天皇の
 太御哥系加夫都々麻肥迹波阿豆受とありて
 上著真日小を常史といふとありて合せて言
 比奉を船又方の子に上といふを崇む言ひを思
 ふべし後世人を神と上と字を分て用さるる文字小
 のみ目あり古言の字は志を字小つきて別れ
 といふ所以附寄混雜を以て解むべきなり
 同頭書云皇朝亦實寸多流轉も河多此事小

〇又云、式部出雲國意宇郡熊野坐神社名神
 〇後釋加夫呂伎カブロキ者神祖カミノ也。須佐之男、大神也。大名持命
 乃祖神小坐カミノが座カに坐カす。小坐カミノ出雲カ、小坐カミノ小加カミノ、小加カミノ加
 の少彦那命カミノと名カかしく申カせ、其カを論カあり。其カハ下カ小カい
 ぶカべカし、何カもカ、小杵築カミノより先カ、小熊野カミノをカす。伊弉カミノ一カ小
 舉カミノ命カミノも、須佐之男、大神小坐カミノが故カなり。此詞カミノのみ、其カ
 次、何カもカの古書カミノ小坐カミノ也。此次カミノ先カミノ、熊野カミノを先カミノ、杵築カミノを次
 之カミノ。此考カミノの流カミノの流カミノ、熊野カミノより三熊カミノ、大人カミノあり。此
 之カミノ、小坐カミノの杵築カミノより先カミノ、小坐カミノを舉カミノむ。國造カミノと名カす。大名持
 命カミノ、次カミノ小坐カミノも、己カミノが祖神カミノを先カミノ、小坐カミノをカミノす。小坐カミノは、其カミノ
 以カミノ私の御カミノあり。此カミノより、小坐カミノを何カミノも、其カミノにカミノ了カミノと名カす。小

此考カミノより、公カミノ小坐カミノ、其カミノ詞カミノあり。小坐カミノは、其カミノにカミノあり。此カミノ
 小坐カミノより、思カミノふカミノ、又公カミノ小中カミノ、河カミノ小私カミノの祖神カミノを、うち出
 した。加夫呂伎カブロキとハ、いりて、いふカミノなり。又考カミノ小神カミノを
 上カミノことカミノといふ、了カミノと名カす。此考カミノと、其カミノにカミノあり。此カミノ
 小坐カミノは、此カミノ之用カミノあり。此カミノ事カミノを、論カミノあり。此カミノ考カミノは、其カミノ
 小坐カミノ、熊野カミノ命カミノと名カす。此カミノ考カミノは、馬カミノ須佐之男、大神の、以カミノ熊野
 宮カミノ小鎮カミノ座カミノ御靈カミノ也。此カミノ考カミノは、御名カミノ也。大名持命カミノを、倭の
 大三輪カミノ祭カミノ祭カミノ御名カミノと名カす。別カミノ小大物主カミノ、櫛カミノ玉命カミノと名カす。
 此カミノ考カミノは、たがひカミノ、同神カミノ也。此カミノ社カミノ々カミノ、以カミノ祭カミノ祭カミノ御名カミノの別カミノ小
 坐カミノ、例カミノ也。此カミノ考カミノは、有カミノ神名カミノ、熊野カミノの同郡カミノ、別カミノ小久志
 美氣カミノ濃カミノ神社カミノといふ、其カミノあり。此カミノ考カミノは、熊野カミノ大神を、又別カミノ小祠
 也。此カミノ社カミノあり。此カミノ考カミノは、以カミノ御名カミノと名カす。別カミノ小一神カミノと名カす。此カミノ

あつり。ち熊野乃掃部氣野命のゆき。大社なり。其別子傳へり。説あり。うら。神大社。又。限心師

クニツクリニシ オホナモチ 大穴持命一柱神 平始 天

考云。此命ハ須佐之男命の五世孫。冬衣神の御子也。須佐之男大神の御女須勢理毘賣命を適妻とす。又大社の天詔。琴生弓矢生太刀を得多。いつき。荒婦。八十神を平て。大穴主となすとす。大神の御讓の詔を奉て。諸國をうら。た。ぬ。を。遂小其小を皇孫小ゆづり奉る。日隅宮小隱也。しぬ。其宮即此杵築宮也。故出雲よりやうり。あ。天の下小此神所齋をす。ぬ。小縣もぬ。天皇も。天照大御神小並尊也。いと。い。なり。孫

かしく。ゆ。御名を。古事記小云。生大國主神亦名。謂大穴年遲神亦名。葦原色許男神亦名。八千矛神亦名。宇都志國玉神並有五名といへり。此外小大物主神又大國御魂神とす。合せて七名といふ也。それ大穴年遲也。穴乃那の借字。年遲也。毛知の轉也。あ。り。持と書ふ如く。小。大。名。持。といふ。あ。と。ゆ。て。古。名。の。弘。く。長。く。す。ゆ。ゆ。譽。と。つ。ま。ぎ。天。皇。の。官。所。を。遷。し。給。ひ。御。子。取。り。后。又。御。子。な。り。ハ。御。名。代。乃。氏。を。定。免。ら。ま。又。名。兄。名。根。名。妹。も。い。ふ。小。名。高。記。ゆ。り。此。ほ。免。み。也。人。を。す。び。て。あ。ん。ち。と。い。ふ。也。名。持。と。い。ふ。言。お。く。何。ゆ。り。と。く。か。く。て。此。命。を。天。の。下。を。作。り。治。免。知。た。り。今。此。御。名。の。世。小。あ。り。也。を。以。て。大。名。持。と。す。不。免。た。せ

ふく、ゆゑ、此御名、古き書ども、小少なる、書、之、在、時、
の唱、多、ふ、く、他、の、神、此、御、名、と、い、ふ、事、多、し、然、し、然、る、に、
後、の、書、を、み、り、て、大、德、實、録、小、大、奈、母、知、と、見、し、三、代、実、録、
小、大、右、持、御、魂、神、と、い、ふ、事、も、御、名、の、意、い、り、ト、分、
く、理、由、も、也、申、々、林、を、以、考、小、を、皆、ら、け、り、下、書、つ、
○同、頭、書、云、紀、一、書、小、大、已、貴、以、云、於、褒、姒、娜、武、智、と、い、
ふ、儀、式、を、み、り、誰、を、附、誰、と、い、ふ、類、み、く、阿、を、添、た、
外、辭、を、又、河、を、た、か、の、の、な、と、い、て、崇、と、歎、く、辭、と、せ、
る、事、智、小、貴、字、附、書、と、い、言、の、本、を、ば、思、ひ、て、大、國、
主、小、知、を、以、け、り、本、小、お、お、た、か、と、い、ふ、事、も、
例、の、如、く、文、の、ゆ、を、み、り、た、か、と、い、ふ、事、も、
あ、り、む、大、日、靈、貴、と、書、し、河、名、も、貴、字、少、く、を、か、あ、し、

た、し、大、日、賣、の、賣、を、美、小、少、り、と、美、小、母、智、の、約、を、
也、相、對、せ、り、神、月、与、美、の、月、夜、持、の、事、を、知、
べ、し、外、も、わ、り、つ、り、海、つ、持、山、つ、り、山、川、持、野、つ、
り、野、つ、持、り、皆、洛、を、れ、事、違、ふ、り、此、河、名、を、
る、ら、も、古、史、記、の、海、神、の、次、小、史、記、の、語、を、以、て、
之、ゆ、を、み、り、貴、字、を、書、き、り、た、か、と、い、ふ、事、も、
て、あ、り、の、言、を、失、な、り、わ、り、と、い、ふ、事、も、
○又、云、式、小、出、雲、國、出、雲、郡、杵、築、大、社、
小、委、
○後、釋、考、小、日、隅、官、小、隱、
と、あ、り、日、隅、官、の、杵、築、官、の、事、を、
此、官、小、隱、
○出雲國造神壽後釋
○廿六

ふぬたゝあゝあゝふよりて。張るゝあゝへし。ゆゑ氣
のト小登とつ小辞をよみ着座し。古書どもふ。そふを
はの字を添へず。文ふと登の字を省きて。よみ
つちり例多し。此詞の中ふも。皇御孫命乃静坐牟大
倭國申天とあるが如し。又假字の下ふとてふをばそ
ちみづら例なきふ。ゆゑに。かといつら。即ち
の木綿を頭ふつら。事こそ。御殿のあつて。天の御
蔭日の御蔭と隠ま。御座といつら。空小覆ふよ
しふて。頭よ張る物を。丈ふかくきい。ゆゑに。日影の
覆とつら。日此光を覆ふ。つら。よりの名ある。あ
と古史記傳ふい。ゆゑに。考へて。以ひ合ふべし。
考ふ美賀秘を。冠の約とせ。ゆゑに。夫理をつ。

先て備といへむ。ゆゑに。あつて。冠を添へ
先て加備とつら。ゆゑに。あつて。例も。ゆゑに。そ
のうへ古の語ふ。神夏ふと餘の事ふと。冠をかぎ。夏
をいつら。例も。ゆゑに。冠をいふ。と。そ。右とも。あ
こ。ハ神夏ふ用不殊ある。品の冠あり。ゆゑに。いひ。せ
免た。ゆゑに。あつて。冠とつら。ゆゑに。あつて。又。衣
をおきて。冠のみ。ゆゑに。あつて。ゆゑに。又。衣
ぶ。ゆゑに。あつて。種々の夏を。ゆゑに。あつて。文。夏。毎。小
天といふ。辞を置て。界とせり。取掛天冠利天。折安支天
か。ゆゑに。あつて。然る。小緒結の下ふ。天字の。ゆゑに。次
へ。つら。ゆゑに。あつて。心。ゆゑに。あつて。心。ゆゑに。あつて。
冠ハ加賀布理と。賀を。ゆゑに。あつて。布を。ゆゑに。あつて。方葉を。

假字の清濁を正して書く。小五の卷不可賀布利二十の卷小加我布理あやめをばく然るを考ふ。加くを清て夫を濁すべき方。小いとをく。れえ。つ。小加夫流たり。小依てをれべく。れど古言小遠なり。か。り。り。かへち。を。あ。し。り。ふ。え。後。の。音。便。小。之。づ。き。く。ふ。言。あ。ま。を。こ。か。く。清。む。す。で。も。あ。し。俗。小。か。ぶ。と。り。ふ。え。の。か。り。ぶ。り。の。畧。あ。ま。ど。此。滞。り。ふ。よ。る。屋。さ。あ。と。ふ。あ。り。び。万。葉。小。依。て。ふ。ま。を。し。

伊豆 能 真屋 尔

考云。伊豆と真も。右ふいつれ。が。て。齋屋あれをかくい。一。ア。あ。ハ。兩阿子。ふ。か。と。り。ふ。と。ハ。異。こ。

鹿草 乎

○後釋。今も神夏か。て。天用。字。猪。開。黒。益。薦。之。を。り。う。う。と。い。な。り。

伊豆能席敷天伊都閑黒益之

考云古々堀缶懸かどやみを開といふは飯を
と焼堀奈閑といふを金鍋の畧古々を以て土器
ありしうはたぐ閑とのをいふは黒益ハ益を借字
ふて辞し薪して焼を黒くぬる故ふ飯を焼事か
くいつれは田舎人かどの鍋の古々を以ていふ是
しさてふを神御食又吾齋食をいふなり
○同頭書云閑なる名をたふすては後分ハ皇朝
のありぬるをいふ古々の意は古々を以ていふ
○後釋伊豆閑を書紀神武卷ふ嚴卷此云怡途背と
元又古々記書紀万葉をたふ忌卷とあり其外も古

小籠といつれ多し奈閑を魚菜籠古魚を菜をも
奈といふは煮るを煮る器をいふなり考ふ金鍋の畧こ
といふはたぐ閑といふ和名抄は金賀奈閑とあり古
々を金堀のよりの名ふは河邊又鍋賀奈閑とあり
ふ古々金魚菜堀のよりの名を以て奈閑といふ
々金鍋の畧ハ河邊とを以てし又古々土器
ありしうはたぐ閑とのをいふは黒益ハ益を借字
紀仲哀卷ふ云々為御願此云弥那倍とあり古々
奈閑といふ名も多し
黒益之考の説のおとく黒くもをりふきて
と云ふの下の天といふ
ふも次へつて一ツ度なり

天能 曆和 尔 齋許母利 氏

考云。天をほむる言。曆之酒を醸ふ器也。和を借字して
 田あり。田を其わたりをいひて。万葉は浦田磯田など
 あり。田ふ同し。さて神を奉ふ神酒を我らに居ふ齋
 厨此床のまゝて造る。あふ此言は多し。万葉祭神等ふ
 齋戸を前小坐置まふ。齋戸を忌穿居まふ。忌竈を床を
 ふまえて。あどよそふなりて知べし。

○後釋。和名抄。尔本朝式云。曆美加。辨色立成云。大甕和
 名同上と見え。古書。尔美加。ハつ。尔甕。字。也。用ひ
 たり。諸の祝詞。御酒者甕上高知甕腹満。並豆あどあ
 だ。ゆゑ。曆和といふも。たゞ。曆。て。和。尔。別。尔。を。あ。よ。と

あ。づ。び。三輪の膳と同じ。三輪は神酒をうめる器のま
 とく。万葉ニ。哭。は。之。林。社。尔。三輪。須。惠。と。あり。あ。て。知
 べし。さ。ま。を。美。和。といふも。昂。曆。和。の。畧。あ。て。も。有。べし。
 又今の世。小一斗をうり。入大鍋を。斗。那。和。といふ。それ
 和も同し。斗。ゆ。を。和。を。曆。又。大。鍋。か。ど。れ。の。器。の
 惣。名。あり。べし。さて。さ。ま。の。御。酒。の。曆。を。い。ひ。て。其。餘
 の。種。の。御。食。つ。拍。を。い。ひ。た。る。文。く。伊。豆。南。黒。ま。い
 と。い。ふ。も。神。酒。の。み。の。用。小。あり。次。神。食。拍。か。ど。煮。炊。く
 を。い。つ。れ。を。造。り。下。は。ぐ。さ。れ。文。さ。る。を。と。て。知。べし。
 さて。尔。齋。許。母。利。氏。とい。は。る。尔。を。其。曆。の。わ。た。り。小。と
 い。ふ。ま。ま。ハ。何。ら。び。御。食。御。酒。か。ど。神。酒。へ。あ。ど。て。去
 事。小。齋。あ。も。と。い。ふ。く。り。り。と。ア。ら。を。い。づ。の。ま。を

考小和を回とて。脛のちり小齋あり居る
あつ小注ちりまゝゝハ、何らば。万葉の浦田磯田を
とを例示引きたれども。万葉の浦田磯田をどを。う
まいをまとい訓とあり。昔よりうりりそまとい
まを誤く。うまう。和といゆ々。古今集よりあちの去
と小あそわも。それうへ浦田磯田をどふを回とい
初る也。器物かど小其ありり
を回といる。例ちりや。

志都宮 志静 仕奉

考云。志都宮を。なよりも騷ぐ。かちぬ神官あり。を。右
のぶく。忌清まつりて。孫文小皇神を志づ。ある。官

く。さして今本よ志静とあり。志を。國造が志とす。す。
ゆ。バ上ので。ま。なるとあり。つ。ま。官とを
いふ。な。び。又神の御真少ても。目ぶらへ。あ。も。こ
あ。心とを。い。ま。め。志とハ書べくも。何らば。故。思ふ
小此字を。忌を後小誤する。こと。と。れ。を。改。え。り。

○同頭書云。忌も齋も。一。用。不。例。く。
○後釋考小。志都宮を。な。よりも騷ぐ。かちぬ神と
あり。を。脛。ち。り。官。と。い。ふ。こと。小。心。ほ。ち。た。る。や。そ
え。か。か。あ。と。く。志。都。宮。と。を。神。を。鎮。ま。る。官。と。い。ふ。こと
く。又伊都宮を誤る。に。と。有。べ。し。さ。て。此。官。を。上。小。云
云。皇。神。等。平。と。あり。つ。ま。て。出。雲。一。國。の。神。を。
請。奉。ふ。官。と。い。ふ。を。此。官。を。常。の。官。と。い。ふ。は。何。ら。で。此。齋。の

たえ小新小造あるべし。志静米を或人志都米を供するといつて然るべし。

朝日アサヒ能ノ豊榮登トヨサカホリニ伊波比イハヒ乃ノ返事カリコト能ノ神賀カムホギ

吉詞奏賜ヨゴトマシタマ波ハ奏マラス

考云こハ初々朝廷上り召上りて位又負奉物を賜り大神たち御齋なりて天皇此代を賀奉るといふ大命をうけ給りて其齋の度竟つても此大命の復命として神賀詞をうけといふかくて此神賀詞を其大神たちの御詞ふま造が言をうて合せてうけしゆを上の文静官小忌静といふてうけ

いば下小神の礼代臣の礼代とありて是くきをあらまてハけり事此初の段く神賀詞の神王と神皇

○同頭書云よよさかのけりを此詞小豊榮登とま

○後釋初年祭祝詞の考云豊は厚免い小辞逆登は榮えのむる古事記等小朝日のえみゆえ事也此詞が如しゆて日の出る時其日の佳時故に此時を用る神たちの御詞ふ國造の言をうり合きて中とありハかかて此吉詞ハ多小造の中免ある所も神たちの御詞小造ハ有る此志都官小鎮奉る此詞を神たちの御詞給ふ在の度小あはば此齋を朝廷の言御祈を中ハ國造の言の

タカ

高天能神王

カ

カ

たり此重た爾ありが故小國中の神たちをバ諸も
くきて下小神の礼と書とありその考小い
あまめく穂日命より次く玉造の先祖の神たちより
奉り終ふ礼代ありと書此吉詞も穂日命より代々の出
雲氏の神たちの給ふをくみたりといひいひも
なまをかの志都官小能、あま、ま、物や、一國の神と書
まを、これ神乃礼と書とあり小をあげ、う、ぬ夏あ
を、う、ま、ま、ハ、け、言、詞、の、本、の、が、く、
考云、う、ま、う、り、ま、ま、く、神、賀、詞、く、神、王、を、本、神、皇、君、と
い、ふ、こ、し、く、故、神、王、と、書、り、此、字、め、て、け、言、此、意、を、知、べ

一、ま、ま、上、ま、加、夫、呂、伎、と、あり、小、國、造、が、祖、神、を、崇、ま、て
い、ひ、ま、ま、天、總、知、ま、ま、加、夫、呂、伎、を、下、に、く、
○同頭書云、加、夫、ま、ま、上、ま、神、も、上、と、云、ま、ま、其、ま、ま、上
小、い、ま、ま、か、ま、ま、然、る、に、國、造、の、神、祖、熊、野、大、神、小、も
い、ま、ま、を、影、ふ、人、有、ま、ま、れ、ま、ま、王、小、を、引、ま、仁、明、天、皇、紀、
哥、亦、少、彦、名、神、を、ま、加、夫、呂、伎、と、崇、ま、ま、ま、ま、
○後釋、高、天、を、高、天、原、と、但、一、原、を、省、ま、ま、高、天、と、の、
ま、ま、一、家、例、か、ま、ま、れ、ま、ま、教、を、か、ま、ま、何、ま、ま、比、所、也、と、原、字、
の、脱、ま、ま、也、と、南、入、也、又、あ、ま、ま、り、ま、原、を、省、ま、ま、
い、ひ、つ、ま、ま、加、年、漏、岐、を、神、王、と、書、ま、ま、後、の、字、誤、か、
ま、ま、を、か、ま、ま、神、祖、と、あり、ま、ま、祖、字、を、神、本、傳、に、
然、又、後、小、神、々、と、書、ま、ま、ま、ま、王、字、の、系、書、の、ま、ま、

高御魂神魂命 皇御孫命 天下大八
 考云皇御孫命とハ天照大御神の御子也御子也中を
 不汝孫と云高御魂神よりハいと多々れと後世此天
 皇を也御孫命と云ハ以ガめくかく意くハ古意ハ
 也々々又云事避ハ大名持命の避なりしあり也

○出雲國造神壽後釋

國造の祖神也其家も私ハ神祖也ハ
 公もささいハハ以上文ハ出
 不加夫呂伎也其神ハ須佐之皇
 男大神也上ハいハハ如
 高御魂神魂命 皇御孫命 天下大八
 考云皇御孫命とハ天照大御神の御子也御子也中を
 不汝孫と云高御魂神よりハいと多々れと後世此天
 皇を也御孫命と云ハ以ガめくかく意くハ古意ハ
 也々々又云事避ハ大名持命の避なりしあり也

○出雲國造神壽後釋

事ハ次よいへを。あゝ小ハ其沙名をを畧々る。こ。さて
あゝハ。少^スしむり此語多^ク此事をを久^クむ。と。理
目あゝハをを聞え。古文の妙あゝ。上よ出
き。後世の文と。諸^ノ祝詞^ノ中^ノの文^ノ。畧^ハ概^サわ^テて。理^リの
あゝ。ね。ご。あゝ。小。其。よ。を。い。つ。れ。と。む。へ
見よ。

○後釋。高御魂神魂命能といふ所ありて。句讀きりて心
得べし。け能ハ。次。る。夏^ト避^キ奉^ルへ係^ル。辞^ハ小^シ。皇^ノ御^ノ
孫^ノ命^ノへ。け。げ。い。能^ハ。ハ。あ。げ。あ。次^ハ。小^シ。こ。と。
を。ま。ち。て。由^ヲを。知^ルべ^シ。考^ス。こ。の。能^ハ。皇^ノ御^ノ孫^ノ命^ノへ。係^ル
て。心^ハ。け。ら。け。ら。ハ。い。み。し。混^ニ。事^ハ。衣^ク。い。小^シ。古^ノ意^ハ
よ。小^シ。河^ノ。某^ノ神^ノの皇^ノ御^ノ孫^ノ命^ノと。中^ノ。き。居^ル。こ。と。ハ。也^ハ。べ

て例あきること。夏^ト避^キハ。決^メて。後^ノの誤^リ。あゝ。事^ハ。依^ル。
る。べ^シ。う。け。ら。事^ハ。依^ル。とい。も。で。ハ。か。か。ら。ぬ。不^ク。其^ノ故^ハ
あゝ。の文^ハ。高^ノ御^ノ魂^ノ神^ノ魂^ノ命^ノ能^ハ。天^ノ。下^ノ。大^ノ。八^ノ。嶋^ノ。國^ノ。乎^ラ。皇^ノ御^ノ
孫^ノ命^ノ。尔^ニ。事^ハ。依^ル。奉^ル。之^ト。時^ニ。と。い。ふ。こ。と。あ。ま。は。く。止^メ。の。能^ハ。
不^ク。辞^ス。こ。と。ハ。り。と。い。ひ。よ。ま。く。味^ハ。効^テ。
知^ル。べ^シ。り。こ。と。事^ハ。避^キ。と。も。ハ。高^ノ御^ノ魂^ノ神^ノ魂^ノ命^ノ能^ハ。
の。避^キ。小^シ。あ。く。然^ル。考^ス。小^シ。大^ノ名^ノ持^ル命^ノの。避^キ。小^シ。事^ハ。
小^シ。い。け。れ。あ。い。み。し。後^ノ言^ハ。大^ノ名^ノ持^ル命^ノの。避^キ。小^シ。の。
し。事^ハ。次^ハ。小^シ。あ。ま。は。く。小^シ。い。べ^シ。小^シ。あ。け。ら。た。と。
以後^ノの事^ハ。大^ノ名^ノ持^ル命^ノと。い。も。で。き。こ。と。ら。り。す。ぐ。い。
バ。上^ノ。小^シ。大^ノ名^ノ持^ル命^ノと。い。も。で。き。こ。と。ら。り。す。ぐ。い。
此^ノ御^ノ名^ノ。次^ハ。小^シ。い。へ。を。こ。と。小^シ。畧^ハ。々^ハ。り。と。い。も。で。き。

も後洗く。次はいへむとて。あへおもいもむる。莫避そ
誰が避まはるるやせむ。さるる小瀬しぬるとも。ぬると
月ありのつれともあしげも。古文の云はるるも
妙る。とて。いふ。あはるる也。

出雲臣等 我

考云。此臣ハ加瀬祢あり。高瀬祢命の孫なり。

○後釋。出雲氏の臣の尸ありし。夏古事記傳七卷小
る家が。高瀬祢命。高瀬祢命。高瀬祢命。高瀬祢命。

遠祖

トホソヤ

考云。遠祖ト云ふ。今本小遠神と云ふ。ハ。後小祖字を
落せし。万葉小遠神我大君と云ふ。天皇ハ即神小

かり。人よをたす。遠祖ト云ふ。ハ。遠祖ト云ふ。

○後釋。今本小遠神と云ふ。ハ。祖字を神小誤也。祖
字の落ち。小多阿も。遠祖ト云ふ。ハ。小多阿も。万葉の
字ハ。ハ。遠祖ト云ふ。ハ。遠祖ト云ふ。

天穗比命乎國體見爾遣時尔

○出雲國造神壽後釋

〇三十九

考云。下つみ此有さ海濱又小海しう小あく。そハあひ
とハ大國主神のさゆをえ。又あべて荒ぶ猛ぶ諸神の
旅をえりて。治先したぐつべしやいなやをえとりて。
夏をぬさあひし。故國體ときり。

○同頭書云。景行天皇紀小地形とあり。小地の峻易を
どをえり。夏小より夏心ゆべし。多とい以阿理加
○後釋。あべて夏のあひさゆを。加多とい以阿理加
多とも加多知ともいふ多古言し。

天能 八重雲 乎 押別 天翔國翔 天下

乎 見廻 氏 返事申給 久。

考云。古夏記日本紀をど小。穗日命ハ。大名持神小媚附
て。三年すし復命すゆと有。今かくいへりハ。國造
已ゲ祖神あり。故小。宜ささる小い。かをせ。うと馬
人もをぬむ。さきども夏もあそり。大極殿小つうさ
く。をつ。移く。天皇の食。食をけ神賀河小。私の洗を
挙。トをなす小あ。び。か。あ。と。あ。バ。神祇友よ
里太政官小中て。正をべき。故思ふ小。此傳へる。これ
記ども小漏。て。さ。小有。あり。り。上小もいへ。如
く。ほひ小復命す。さ。び。天稚彦小次。た。罪も有べ。さ
小。ゆ。え。何。う。で。天つ神王の詔小。大名持命の祭。あ。さ
む。を。穗日命との。ま。つ。れ。さ。よく。媚和。一。多。い。た。あ。く。
又出雲あ。く。穗日命を。あ。と。ハ。祭ら。あ。も。か。つ。て。天

小弓やまり多し故にこけりて復命まうし
 給に夏の実ありと知べしかくて鳥船命布都奴志
 命の降りても程多やましく八平が成かの天つ神の
 子の宮の如き云を建又海川小遊ぶべし具あどをも
 なし遂小後の祭成をさす神をも定先給にす漸小
 媚和し治めまつれを思へも始先小穗日命也阿ま
 此年を降る夏あしあしあどあまきとて古書をか
 たへる夏定先うむまを成
 ○同頭書云崇神天皇紀小詔曰武日照命從天將來神
 寶藏于出雲大神宮是欲見云と阿ま此命始め國
 平小天降る小阿ま神寶を降る小へ
 ら孫をこハ後小大名持命を祭らむため小天降り給

海平度の夏あましかくて此命も天より復命
 中給にすし知らず神代紀小えし
 らねあし同紀の内よをもかくの如く形もバこ
 の文を解ふあしあり又穗日命ハ高祖神の命ハ有
 しりぞも此祭をとらで御子日照命を天降しを事
 成りしあまあしとハ崇と祭るあり
 造も此日照命成しとハ崇と祭るあり
 ○後釋考小國造の天日照命をむしと崇と祭るとい
 豊野の家の小此日照命を穗日命よりまきりてむしと
 祭るといハいれど古夏記亦出雲氏の祖を
 天菩比命此出雲國造等之祖とは記さばすて天菩比

命之子建比良鳥命以出雲國造等之祖と記

考云ハ考小いもれたも如く有故あり

豊葦原乃水穗國波晝如五月蠅水沸

支○野野志心國並の天日湖命

考云ゆをくぬけたりゆをハ古夏記日本紀又万葉分

どふも又ええ上ふもゆも水沸ハ水只添てゆも

てたゆもたのゆるり二字を和伎と訓べ今本

ふもゆもゆもゆもゆもゆもゆもゆもゆもゆも

○同頭書云をゆ人々虫あどの多く出来聚るゆも

じりくゆもゆもゆもゆもゆもゆもゆもゆもゆも

いつり此より言ハハ水より出て何おもたせ

○後釋水沸ハをかきと訓べ皆沸ハ古事記小惡

神之音如狭蠅皆涌万物之妖悉發とゆもあて知べ

水ハ借字ゆも上の黒

夜波如火瓮光神在利

考云火瓮ハ瓮の内にて焼く猛火の光をゆも

田彦神の面の照尾ハ光の多といハ星神香く背男と

ゆも香く照炫く名ハ後世小天狗の身小

ふのほもといハ類あもべ

○同頭書云... 神代紀云、螢火、光神と云々と、火の
大小ハ異なること、其ハ同也、又、此紀云、夜者若燦火、喧
響とある事、邪神の騒ぐを、猛火のりゆる音、小なるへ
と云ふれり、こゝとハ異なる。

○後釋、火、火、此字のめく、麓の内、小燒く、火、火、
考、小、小、い、さ、さ、た、た、が、お、お、然、を、神代紀云、夜者若
燦火、而、喧響之、燦火、此、云、褒倍と云、ハ、心、以、ぬ、お、と、こ
を、お、燦、ハ、字、書、小、火、飛、也、と、注、し、は、を、火、麓、に、こ、
か、る、又、喧響、ハ、火、麓、に、よ、か、た、れ、バ、之、故、つ、つ、
思、ふ、よ、乃、紀、の、文、ハ、り、と、事、此、ま、ぎ、れ、た、る、傳、一、の、を
し、強、ま、ま、く、よ、ら、故、て、書、ま、た、る、地、く、その、ま、に、い、
ゆ、ま、ま、古、更、記、云、恐、神、之、音、如、狹、蠅、皆、涌、万、物、妖、悉、發、

と云、音ハ、狹蠅の如く、沸音あり、又、一、の、傳、ハ、小、火
燦火と夜と小分て、子物たり、又、い、い、い、い、い、
是、乃、音、を、夜、の、方、此、火、麓、小、属、て、い、な、る、あり、さ、て
か、く、ま、ま、と、て、音、と、あ、る、か、ら、書、紀、の、撰、者、の、こ、よ、音、あ
る、火、と、飛、火、あり、む、と、心得、て、火、麓、小、燦、字、俗、當、て、書、ま
る、地、有、り、此、紀、の、文、字、よ、ハ、カ、火、麓、小、燦、字、ハ、
心、を、記、す、也、然、も、燦、火、麓、を、多、く、カ、火、麓、小、燦、と、
ア、乃、音、ハ、あ、る、べ、く、も、阿、ら、ハ、又、燦、小、燦、と、云、夜、を、い
ふ、ハ、小、火、光、火、火、水、つ、た、り、ハ、多、色、喧、響、ハ、夜、小、火、燦、
ぬ、事、多、色、水、ね、つ、た、り、ハ、又、の、一、書、小、螢、太、光、神
と、阿、ら、と、同、之、乃、た、ら、ハ、あ、る、よ、て、其、必、光、火、火、燦、
と、云、多、色、を、阿、ら、此、燦、小、光、神、と、阿、ら、を、正、書、か、り、事、

考小火釜の火を猛火といふは、書紀小喧音
 と阿る小つきてあきども、うまは夏のまがひに
 あるあし、右小いなるがめくおきバウ、
 阿る火釜ハ、猛火と云べく、
 のおとんと合せて、甚しかり、
 在る晝波如五月蠅水沸へも係り、
 在の在を考小い、
 小て、那理と訓べきを、
 神のさる、
 阿理と訓べし、
 石根木立青水沫
 事問
 荒國在

大被詞の考云、磐根樹立、
 乃立と阿る、
 伐杭する、
 阿和の乃阿の約奈、
 阿和の乃阿の約奈、
 然毛鎮平天
 皇御孫命
 安國止平久所
 知坐之米申

考云三年餘の男。大名持神を溺ふ媚和し。つ幼小
のををくりて。天ふくつり上りて。かく復命一給到

己命兒天夷鳥命 布都怒志命 副天

天降遣

考云古夏記小天菩比命之子建比奈鳥命。奉之侍之祖
也。天鳥船神副建御雷神而遣之。と。つを合せ
忍れば夷鳥船同神之。ゆて夏代主神をよくし。以解
以て治り。此鳥船神の大功也。故に布都奴志

神建御雷神ハ建事勝也。建夷鳥神也。建といへむ。雄
雄しくもあり。且思兼のをくきたる神あり。ゆり。以度
を。大なる御仗也。此二をそかへむ。ハをべし
○同頭書云。此神たち。あつ小天夷鳥布都怒志とわ
る。古夏記ハ建御雷神天鳥船と有り。日本紀ハ。死津
主建甕槌と有て。各異あるを。傳へのゆゆ。く。りし
く。今ゆきを必ともゆゆ。べし。を。ハ。大。公。孫。神。の
○後釋古事記の天鳥船神を考ふ。い。は。れ。た。如。く。即
天夷鳥命。ゆて。ハ。夷。と。船。と。を。お。き。あ。て。り。と。船。鳥
あり。ゆ。い。が。ま。が。ひ。て。鳥。船。と。ハ。あ。る。べ。し。然。ま
か。い。つ。と。ハ。此。神。の。夏。代。書。紀。ハ。以。熊。野。諸。手。船。亦

オホヤシマシクニウツシコトアラニコトコトサラシメキ
大八嶋國現事顯事令事避支

考云紀一書小吾所知顯露事者皇孫當知吾將退治幽
事云顯露此云阿羅播貳と云貳ハ利尔通以てあ
らハ里此云云云現と顯とちちたるハ現云万葉
小明神吾大君又見明免かどいつく如く世中此夏を
いひ顯之紀小顯國王顯見蒼生万葉小顯一身かどい
へ是バそ身のみ小かくふべし

○後釋現夏ハ宇都志許登顯事ハ阿羅波亦許登と訓
べし同意ある夏をかくらぬふ二ツきひていふや古文
のつひの物とを考ふ現と顯とを分てまうけたる
法を少くいとくづくし分てハ説きまるとも説

もつひ小一ツをぬるを也又書紀の幽事をいふ此夏
と訓きたるをかの日隅官をいそまりの官のまをせ
らる也又同紀小幽官といふも何を合せていふべけ
き也猶此訓ハいふく幽事ハ加微碁登と訓べし同
段小神夏とすとい一夏あるをあり

